

改正	平成20年11月1日	平成22年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和元年11月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和5年2月17日	令和5年10月1日
	令和6年2月13日	

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人九州歯科大学非常勤職員等賃金規程(平成18年4月1日法人規程第33号。以下「非常勤職員等賃金規程」という。)第3条の規定に基づき、非常勤職員等の給与を決定する場合において必要な事項を定めるものとする。

(給料日額の決定)

第2条 非常勤職員等の給料については原則として日額とし、職種ごとに公立大学法人九州歯科大学職員給与規程(平成18年4月1日法人規程第14号。以下「職員給与規程」という。)第6条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)のいずれかを適用し、当該月額を21で除して得た額とする。ただし、電話交換手及び調理従事職員の給料表は、昭和二十五年法律第九十五号「一般職の職員の給与に関する法律」別表第1 ロ 行政職俸給表(二)を適用し、当該月額を21で除して得た額とする。

2 附属病院において診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する者の給料日額については、給料表の額に職員給与規程第10条第2項に規定する給料の調整額を加えた額を21で除して得た額とする。

3 第1項に規定する職種ごとに適用する給料表は、次のとおりとする。

給料表の種類	職種
教育職給料表	医師、歯科医師
事務職給料表	事務職員、研究補助員、司書
技術職給料表	歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、薬剤師、獣医師、歯科技工士
看護職給料表	看護師、保健師
行政職俸給表(二)	電話交換手、調理従事職員

4 前項までの規定にかかわらず、福岡県最低賃金(以下「最低賃金」という。)が改正された場合、改正後の最低賃金が別表第1～別表第11に掲げる給料日額を7時間45分で除した額を上回るときは、当該改正の効力が生じた日から、当該改正後の最低賃金を適用するものとする。

(端数計算)

第3条 前条第1項から第3項の規定による給料日額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満を生じたときは10円に切り上げるものとし、第4項の給料日額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

(経験年数による加算)

第4条 医師、歯科医師、看護師その他資格、免許等を必要とする職種の者の給料日額については、当該職種と同種の業務に従事した経験がある場合はその経験年数に応じて加算することができる。

(事務及び司書職種の給料日額の区分)

第5条 事務及び司書に従事する者の給料日額については、次の各号に掲げる区分に従い決定する。

- (1) 区分1 新規採用職員及び研究補助員で主に正規教職員の補助業務に従事する者に適用する。
- (2) 区分2 新規採用の日から6カ月経過した職員のうち、成績が良好であると理事長が特に認めた者に適用する。
- (3) 区分3 区分2が適用されている職員のうち、正規職員に準じる業務に従事することを理事長が特に認めた者に適用する。

2 前項の区分の変更は当該非常勤職員等の所属長から提出された職務従事状況に関する報告書(様式第1号)により、次に掲げる時期に決定する。

- (1) 新規採用の日から6カ月を経過する日
 - (2) 年度の初日(ただし、当該日が新規採用の日から6カ月を経過していない場合は除くものとする。)
- (給料日額単価表)

第6条 前4条の規定に基づき、非常勤職員等に適用する給料日額単価表を定めるものとする。

2 前項に規定する給料日額単価表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料日額単価表の適用範囲は、それぞれ当該給料日額単価表に定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師単価表 (別表第1)
- (2) 看護師単価表 (別表第2)
- (3) 歯科衛生士単価表 (別表第3)
- (4) 栄養士単価表 (別表第4)
- (5) 診療放射線技師・臨床検査技師単価表 (別表第5)
- (6) 薬剤師・獣医師単価表 (別表第6)
- (7) 保健師単価表 (別表第7)
- (8) 事務職単価表 (別表第8)
- (9) 電話交換手単価表 (別表第9)
- (10) 調理従事職員単価表 (別表第10)
- (11) 歯科技工士単価表 (別表第11)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月1日)

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月1日)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(電話交換手及び調理従事職員の給料表切替えに伴う経過措置)

2 電話交換手及び調理従事職員で、前項の施行期日の前日において従前の技術職給料表による給料日額の支給を受けていたものは、前項の規定に関わらず、同日に受けていた給料日額に達するまでの間、給料日額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則(令和5年2月17日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月1日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)医師・歯科医師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学院修了	3年未満	教育職 1級13号給	257,700	12,270
	3年以上 5年未満	教育職 1級21号給	277,600	13,220
	5年以上 8年未満	教育職 1級29号給	297,300	14,160
	8年以上 10年未満	教育職 1級37号給	315,400	15,020
	10年以上	教育職 1級43号給	321,900	15,330
大学卒業	3年未満	教育職 1級1号給	233,100	11,100
	3年以上 5年未満	教育職 1級5号給	241,700	11,510
	5年以上 8年未満	教育職 1級13号給	257,700	12,270
	8年以上 10年未満	教育職 1級21号給	277,600	13,220
	10年以上	教育職 1級25号給	287,500	13,690

別表第2(第6条関係)看護師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
看護師	3年未満	看護職 2級5号給	218,800	10,420
	3年以上 5年未満	看護職 2級13号給	230,800	10,990
	5年以上 8年未満	看護職 2級21号給	239,800	11,420
	8年以上 10年未満	看護職 2級29号給	251,100	11,960
	10年以上	看護職 3級5号給	259,100	12,340
准看護師	3年未満	看護職 1級1号給	183,500	8,740
	3年以上 5年未満	看護職 1級9号給	195,000	9,290
	5年以上 8年未満	看護職 2級1号給	211,000	10,050
	8年以上 10年未満	看護職 2級9号給	225,800	10,750
	10年以上	看護職 2級13号給	230,800	10,990

別表第3(第6条関係)歯科衛生士単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
	3年未満	技術職	203,000	9,670

大学卒業		1級24号給		
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	213,800	10,180
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	225,500	10,740
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	235,000	11,190
	10年以上	技術職 2級9号給	245,400	11,690
短大・専門学 校卒業	3年未満	技術職 1級9号給	179,400	8,540
	3年以上 5年未満	技術職 1級17号給	193,500	9,210
	5年以上 8年未満	技術職 1級28号給	207,800	9,900
	8年以上 10年未満	技術職 1級36号給	219,700	10,460
	10年以上	技術職 1級40号給	225,500	10,740
高校専攻科 卒業	3年未満	技術職 1級5号給	172,700	8,220
	3年以上 5年未満	技術職 1級13号給	186,000	8,860
	5年以上 8年未満	技術職 1級21号給	198,800	9,470
	8年以上 10年未満	技術職 1級32号給	213,800	10,180
	10年以上	技術職 1級36号給	219,700	10,460

別表第4(第6条関係)栄養士単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	203,000	9,670
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	213,800	10,180
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	225,500	10,740
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	235,000	11,190
	10年以上	技術職 2級9号給	245,400	11,690
短大卒業	3年未満	技術職 1級9号給	179,400	8,540
	3年以上 5年未満	技術職 1級17号給	193,500	9,210
	5年以上 8年未満	技術職 1級28号給	207,800	9,900
	8年以上 10年未満	技術職	219,700	10,460

		1級36号給		
	10年以上	技術職 1級40号給	225,500	10,740

別表第5(第6条関係)診療放射線技師・臨床検査技師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料の調整額	給料の月額相当	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	203,000	12,600	215,600	10,270
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	213,800		226,400	10,780
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	225,500		238,100	11,340
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	235,000		247,600	11,790
	10年以上	技術職 2級9号給	245,400	18,200	263,600	12,550
短大・専門学校卒業	3年未満	技術職 1級17号給	193,500	12,600	206,100	9,810
	3年以上 5年未満	技術職 1級28号給	207,800		220,400	10,500
	5年以上 8年未満	技術職 1級36号給	219,700		232,300	11,060
	8年以上 10年未満	技術職 1級44号給	230,600		243,200	11,580
	10年以上	技術職 1級48号給	235,000	18,200	253,200	12,060

別表第6(第6条関係)薬剤師・獣医師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大6卒業	3年未満	技術職 1級38号給	222,700	10,600
	3年以上 5年未満	技術職 1級46号給	232,800	11,090
	5年以上 8年未満	技術職 2級11号給	247,800	11,800
	8年以上 10年未満	技術職 2級19号給	256,900	12,230
	10年以上	技術職 2級23号給	260,800	12,420
大学卒業	3年未満	技術職 1級27号給	206,700	9,840
	3年以上 5年未満	技術職 1級35号給	218,300	10,400
	5年以上 8年未満	技術職 1級43号給	229,500	10,930
	8年以上 10年未満	技術職 1級51号給	238,500	11,360
	10年以上	技術職 2級12号給	248,900	11,850

別表第7(第6条関係)保健師単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	看護職 2級9号給	225,800	10,750
	3年以上 5年未満	看護職 2級17号給	234,800	11,180
	5年以上 8年未満	看護職 2級25号給	245,700	11,700
	8年以上 10年未満	看護職 3級5号給	259,100	12,340
	10年以上	看護職 3級9号給	262,100	12,480

別表第8(第6条関係)事務職単価表

区分	勤務形態	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
1	新規採用職員及び 研究補助職員	7.75時間勤務	事務職 1級5号給	166,600 7,930
2	6ヶ月経過後、成績 が良好であると理事 長が特に認めた職員	7.75時間勤務	事務職 1級18号給	183,200 8,720
3	区分2の適用者で正 規職員に準じる業務 に従事することを理 事長が特に認めた職 員	7.75時間勤務	事務職 1級21号給	187,300 8,920

別表第9(第6条関係)電話交換手単価表

勤務形態	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
7.75時間勤務	行政職俸給表(二) 1級17号俸	164,000	7,810

別表第10(第6条関係)調理従事者単価表

勤務形態	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
7.75時間勤務	行政職俸給表(二) 1級17号俸	164,000	7,810

別表第11(第6条関係)歯科技工士単価表

区分	経験年数	給料表及び級・号給	給料表の額	給料日額
大学卒業	3年未満	技術職 1級24号給	203,000	9,670
	3年以上 5年未満	技術職 1級32号給	213,800	10,180
	5年以上 8年未満	技術職 1級40号給	225,500	10,740
	8年以上 10年未満	技術職 1級48号給	235,000	11,190
	10年以上	技術職 2級9号給	245,400	11,690
	3年未満	技術職 1級9号給	179,400	8,540
	3年以上 5年未満	技術職 1級17号給	193,500	9,210

短大・専門学 校卒業	5年以上 8年未満	技術職 1級28号給	207,800	9,900
	8年以上 10年未満	技術職 1級36号給	219,700	10,460
	10年以上	技術職 1級40号給	225,500	10,740

様式第1号
(第5条関係)